

特種機關	倉場衙門倉場侍郎 二	翰林院掌院學士 二	司法大 理院正少卿 一	監督機關 審計院(未設)	都察使 副都御史 二	理藩部 左右侍郎 各一	郵便部 左右侍郎 各一	農工商部 左右侍郎 各一	法部 左右侍郎 各一	陸軍部 左右侍郎 各一	營務
											辦事書

(陸軍軍制及馬制を掌り當分の内海軍部、軍諮府(我參謀本部)の業務を兼ね)

(司法の事を掌る)

(農工商の業務及營繕、道路、治水の事を掌る)

(鐵道、船舶、郵便、電信の事務を管理す)

(蒙古、新疆、青海、西藏其他遊牧部に關する政令を掌る)

(内外政治の得喪、百官の常守を觀察することを掌る)

(上諭及批答を檢閲し各部の行政を檢覈す)

(經費を檢査する爲め新設せらる)

(刑罰の最終審理を掌る)

(國史の編修、經書の進講及式文の事を掌る)

(京城の警備を掌る殆んど民政部に同じ)

(國庫糧米の出納保管を掌り米倉を監督す)